**入管の民族差別・人権侵害と闘う２．１６院内集会**

**基調報告**

２０２２年２月１６日

２０２１年３月６日、当時名古屋入管に収容されていたスリランカ人女性、ウィシュマ・サンダマリさんが亡くなってから、間もなく１年が経ちます

私たちは、全国各地の入管問題に取り組む団体・個人の力を集め、入管法改悪阻止と戦後入管体制を改革していく闘いを全国的に作り上げていくため、２０２１年１２月１１日に「入管の民族差別・人権侵害と闘う全国市民連合（略称：入管闘争市民連合）」を結成しました。

二度とウィシュマさんのような犠牲者を生み出さないために、この事件の真相究明、入管医療の抜本的改革、再び提出されるであろう入管法改悪法案を廃案に追い込むこと、そして『送還一本やり方針』を撤回し、在留特別許可基準の大幅緩和と国際基準に基づいた難民受け入れを求めていきます。

**１　ウィシュマさん死亡事件の真相究明と再発防止の徹底化**

　ウィシュマさんのご遺族は、ビデオをご遺族へ渡すことを強く求めています。ビデオを見たご遺族は入管収容施設で何が起こっているかを、外国人が、そして日本社会の人たちが、国際社会が知るべきだと述べています。そして、姉のような悲惨な事件が起きないよう声を上げるべきだとの思いでビデオの引き渡しを求めています。入管は、国会にウィシュマさんのビデオ等の資料を提出することもせず、名古屋地検で殺人罪容疑での捜査中であるにもかかわらず、ウィシュマさん事件を「解決済み」の事件として、葬り去ろうとしています。

私たちは、引き続きビデオ開示をはじめとする真相究明と責任追及を要求し、国会議員にビデオを開示したからと言って幕引きを図るな、ご遺族にビデオを渡し、入管収容施設で何が起こっているのかを日本社会に明らかにせよと、入管庁に要求していきます。

そして、入管の言う「入管の医療体制の強化」に矮小化した「医療問題」の幕引きに反対します。医者と患者の関係に入管が介入することによって、患者の権利が守られず、医者の独立性も確保されず、医療が歪められている現状を問題化し、入管医療体制を医者の独立性が確保される方向へ根本的に改革することを求めます。

**２　ウィシュマさん事件の責任の所在**

　２０１９年６月２４日、大村入管で起こったナイジェリア人死亡事件の後、２０１９年７月１７日、入管庁長官である佐々木氏は、日本記者クラブで記者会見をしました。記者会見において佐々木長官は、刑法犯の服役と違って「出国すれば収容はすぐに解かれる」、収容はあくまでも送還のためであると述べ、「退去強制令書が発行されたあと、送還までの収容が長期化しているのではないかというご意見をいただいているが、（収容は）送還するという法律上の目的のために、確実に身柄を確保しておくという目的がある」、「わたくしどもとしては、（強制）送還の促進で解決すべきものだと考えている」と発言しました。

　これら佐々木長官の発言は、入管の現場職員らに対し、長官自らナイジェリア人死亡事件が起きたとしても委縮せず、２０１５年と２０１６年に出した三つの通達等を徹底化し、職務を遂行せよとする号令に等しいものです。そして入管庁は大村入管死亡事件について何の反省もなく、しかも現場の対応に問題はなかったと不問にしました。つまり、出国すれば収容は解かれるのに、自ら出国しなかったナイジェリア人に事件の原因があり、入管が収容送還を促進することそのものには何の問題もなかったということです。

　２０２１年１２月２１日「現行入管法上の問題点」でも、入管庁は同上の趣旨見解を述べているが、**佐々木長官ら入管庁には、収容主体として被収容者の命や健康を守る高度な管理責任義務があり、その管理責任義務を果たすことを前提にして入管の収容権は付与され成立するという自覚が微塵もない。これは立憲主義にもとづく民主主義国家の恥さらしである。入管の収容権は、管理責任義務を果たすことなくして成立しない。私たちは、このような入管に収容権を与えることを認めることはできない。**

２０１５年９月に本庁入管は、「長期収容を出来るだけ回避」し、「仮放免制度を弾力的に運用する」という２０１０年通達を撤回し、仮放免者の動静監視と仮放免許可の延長を厳格化することを各収容所所長、入管局長宛てに通達を出しました。翌年２０１６年４月も、「送還忌避者の発生を抑制する適切な処遇及び送還業務について、様々な工夫や新たな手法を取り入れるなど、我が国に不安を与える外国人の効率的、効果的な排除に、具体的かつ積極的に取り組んでいくこと」等が記載された通知を出しました。さらに、同年２０１６年９月にも１５年通達の徹底化を指示する指示を出しました。

これらの通達等は、本庁入管が強硬方針へ転換し、長期収容によって送還を促そうとしていることを明示しています。２０１６年４月通知の「送還忌避者の発生を抑制する適切な処遇及び送還業務について、様々な工夫や新たな手法を取り入れるなど」、「効率的、効果的な排除に、具体的かつ積極的に取り組んでいくこと」との本庁指示によって、入管収容施設の処遇現場では、「送還忌避者の発生を抑制する」ための被収容者の人権、命や健康を無視した、送還のための処遇の強化がより一層行われるようになりました。

　つまり、「こんなところに、これ以上収容され続けるのは耐えられない」と思わせる処遇や長期収容の徹底化が本省からの方針であり、現場である各入管局、各収容所センターにおいて本省方針をより一層厳格に執行することが、適切な入管収容施設の在り方であるとされたのです。

２０１６年４月通知の後、全国的に長期収容化が進み、無理やり送還や再収容の件数が増加しました。そして各収容施設において、人権侵害を手段にして帰国を強要する処遇がこれまで以上に徹底強化されたことは、各収容施設において継続的に面会活動をしている支援者にとっては周知の事実です。その最悪の結果として２０１９年６月、大村入管において完全絶食を貫徹しているナイジェリア人を見殺しにする事件が起きました。先に述べたように、佐々木長官は２０１５年、２０１６年通達等は撤回せず継続する趣旨を発言し、その上で死亡事件については、大村入管の現場の対応に問題はなかったと不問にしたのです。以上の佐々木長官ら本庁入管の対応は、被収容者が死んでも構わない、送還のための処遇を徹底化せよ、と現場に指示したことと同じです。こうして大村入管死亡事件後も送還優先の処遇が徹底化され、２０２１年３月６日のウィシュマさん死亡事件が起きたのです。ウィシュマさんは、点滴一つも打たせない処遇を受け、仮放免も許可されず、そして目を覆いたくなる嫌がらせや虐待を受け、ウィシュマさん自身から「もうスリランカへ帰る」と言わしめようとする送還のための処遇によって死亡したのです。ウィシュマさんの死亡事件は、送還促進のための処遇を徹底化せよとの本庁の指示通達等を、名古屋入管が忠実に執行したことによって起きたものであって、処遇現場の職員教育の不足や医療体制の不備そのものが原因で起きたものではありません。

　以上から、ウィシュマさん死亡事件の責任の所在は、人命よりも送還促進を優先する処遇が正しいとする入管庁本省にあることは明らかであり、この自らの責任を棚に上げ、職員教育の不足や医療問題に矮小化することは許されません。私たちは、入管庁本省の責任を徹底して追求し、事件の真相を明らかにするために闘います。

**３　ウィシュマさん事件が起こる背景にある入管の送還一本やり方針について**

　以上、ウィシュマさん事件の責任の所在を明らかにしてきましたが、そもそも、「送還忌避者」とは、退去強制処分を受け、送還の対象となっている人たちのことを指しています。２０２１年１２月２１日、入管庁は「送還忌避者数」が、３，１０３名であると発表しました。私たちが言う入管の「送還一本やり方針」とは、入管が、この３０００人強の被退令者の全て、あるいはそのほとんどを、在留資格を与えず、送還しようとすることを指しています。

問題は、この送還の対象となっている３０００人強の中に、難民不認定となって退去強制処分となった難民の人や、在留特別許可を与えられないまま送還を忌避せざるを得ない人たちが数多存在していることです。また、入管がいう３０００人強の「送還忌避者」数は、２０００年から現在までに蓄積された累計数であり、毎年３０００人の「送還忌避者」が増えているのではありません。私たちが把握しているところ、退令仮放免者の最長期者は２１年で、１５年、１０年以上の人も含めると、その人数は相当の数にのぼります。そのうえ両親が仮放免者で、日本で出生し、生まれながらの仮放免者となった未成年者など、未成年仮放免者が約３００人もいます。

帰国すれば投獄や命の危険に遭う恐れがある難民の人たち、退去強制によって家族の結合が破壊されようとする人たち、日本で生まれ育った子どもやその親の人たち、さらに２０年、３０年以上も日本に滞在し、本国での生活基盤を失い日本で生活基盤を築き、平穏に暮らしてきた非正規外国人労働者の人たちは、退去強制に従うことはできず、当然、送還に抵抗します。

このような送還を忌避せざるを得ない人たちに、刑罰等を科すことで送還を促進することはでき得ません。刑罰を科したところで、難民であることや子どもの将来や家族や家庭を失うことなど、送還を忌避せざるを得ない事情に変化が起きるわけではないからです。しかし、昨年２０２１年に入管が提出・廃案となった入管法案は、入管の権限を更に強化し、この３０００人強の全てを、あるいはそのほとんどを、罰則や規制等を設けて送還を促進しようとするものでした。それゆえ入管法改悪法案は、あくまでも送還一本やり方針の延長線上にあり、法案が成立されてしまえば、送還を忌避せざるを得ない人たちの、自殺を含めたより強い抵抗を招くものであり、「送還を促進する」という目的と矛盾することは目に見えて明らかです。

そもそも、退去強制処分となっても帰国を拒否する「送還忌避者」が増大しているのは、なぜでしょうか。それは、国際難民条約に基づいて保護すべき難民を、難民認定の国際基準であるＵＮＨＣＲ（国連難民高等弁務官事務所）のガイドラインからかけ離れて難民認定制度を運用し、難民と認定せず、退去強制処分を下していること。そして国内法上の措置である在留特別許可の基準を緩和するどころか、反対に基準を強化し、人道上の重大な事由がある人への在留特別許可を与えず、退去強制を受け入れることができずに日本に留まらざるを得ない「送還忌避者」を入管が自ら増大させてきたことに原因があります。入管は、この自ら招いた問題を直視せず、送還一本やり方針のもとで送還忌避者を削減しようとしてきました。そのための施策が２０１５年通達及び２０１６年通知・指示です。そして、この施策の最悪の結果が、大村入国管理センターにおけるナイジェリア人見殺し餓死死亡事件、名古屋入管におけるウィシュマさん死亡事件をはじめとする、各入管収容施設でより一層頻発して発生した様々な死亡・暴行事件です。

入管は、こうした施策によって起こった結果の重大性について真摯に顧みることなく、引き続き「送還忌避者」を「送還一本やり方針」に基づき、収容送還しようとしています。そして本年も法案を再提出して、入管の権限を更に強化しようとしているとみられています。私たちは、このような入管行政の在り方に断固異議を唱え、法案再提出に反対します。

**４　送還一本やり方針の転換による解決**

送還忌避者問題は、すべての「送還忌避者」を送還しようとすることではなく、①国際基準に基づく難民の受け入れ、②在留特別許可の大幅緩和によって解決すべきです。私たちは、「送還一本やり」方針の転換による送還忌避者の削減によって、入管収容施設の長期収容問題も改善できると考えています。

現在、未成年者の仮放免者は約３００人います。未成年仮放免者の両親を含めれば、おおよそ５００～６００人の仮放免者がいることになります。日本人配偶者や永住権や定住者の在留資格のある外国人の配偶者（実子のいるいないを問わず）、在留歴の長い移住労働者、その他、人道上保護すべき重大な事由がある人（例えば、ウィシュマさんはDV被害者として保護すべき対象として扱うべきでした。）もいます。これらの人たちへ在留特別許可を付与し、救済すること。そして、国際基準に基づいて難民認定すること、さらに難民在特で救済することで、大幅に送還忌避者を削減することができます。

以上、日本社会に求められていることは、送還一本やり方針を貫徹し、より多くの犠牲者を生み出すことではなく、入管の方針を国際基準に基づく難民受け入れ、在留特別許可の大幅緩和によって送還忌避者を削減する方針に転換させることです。そして、日本の民族差別・抑圧の歴史に起因する戦後入管体制を改革し、入管が外国人を人権侵害の対象ではなく、人権を尊重する対象として扱うことなのです。